

公益財団法人

日本バウンドテニス協会

公認資格認定試験開催規程

# 公益財団法人 日本バウンドテニス協会 公認資格認定試験開催規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バウンドテニス協会（以下本会と称する）が設けるバウンドテニスの指導員・審判員の公認資格を付与するための認定試験の開催に関し、必要な事項を定める。

### (認定試験の開催)

第2条 指導員・審判員の公認資格認定試験（以下認定試験という）は、その種類および階級ごとに、次の各号の者が主催し、開催する。

#### (1)指導員および審判員

本会または本会が認めた都道府県バウンドテニス協会（以下都道府県協会という）

#### (2)上級指導員・コーチおよび上級審判員

本会

2. 前項第1号の指導および審判員の認定試験の開催を認められた都道府県協会は、その都度公認資格認定審査会（以下地区審査会という）を設置し、本会に代わり公認資格の認定審査を行う。

### (認定試験の実施)

第3条 本会および都道府県協会は、年1回以上認定試験を実施し、各階級の公認指導員・審判員の拡充に努めなければならない。ただし、コーチの認定試験については、本会が必要と認めた場合にのみ実施する。

## 第2章 認定試験

### (実施基準)

第4条 各種類・各階級別の認定試験の実施基準は、原則として次のとおりとする。

#### (1)指導員

①主催する協会の担当理事1名以上または事務局長の出席を要する。

②本会指導委員会委員または本会が適当と認めた上級指導員以上の資格を有する者が主任講師を務める。

#### (2)上級指導員

①本会の理事1名以上または本会指導委員会委員2名以上の出席を要する。

②本会指導委員会委員または本会が適当と認めたコーチの資格を有する者が主任講師を務

める。

(3) コーチ

①本会の理事 2 名以上および本会指導委員会委員 4 名以上の出席を要する。

②本会理事会が適当と認めた本会指導委員会委員が主任講師を務める。

(4) 審判員

①主催する協会の担当理事 1 名以上または事務局長の出席を要する。

②本会指導委員会委員または本会が適当と認めた上級審判員以上の資格を有する者が主任講師を務める。

(5) 上級審判員

①本会の理事 1 名以上または本会指導委員会委員 2 名以上の出席を要する。

②本会指導委員会委員または本会が適当と認めたコーチの資格を有する者が主任講師を務める。

2. 前項にかかわらず、本会が特に認めた場合は、認定試験の実施基準を変更できる。

(試験)

第5条 認定試験の種類とそれぞれの実施要領は、次の各号のとおりとする。

(1) 実技試験

①本会実技課程を満たす内容であることを要する。

②原則として、バウンドテニスコート 1 面につき講師 1 名以上、受験者 10 名以内で実施する。

(2) 筆記試験

①試験問題は、原則として本会が作成する。

②上記①にかかわらず、指導員・審判員の認定試験問題については、本会の事前承認を得たうえで地区審査会が作成することができる。

(合格基準)

第6条 認定試験の合格基準は、本会理事会が別に定める。

(認定)

第7条 各種類・各階級別の公認資格の認定は、次の各号のとおりとする。

(1) 指導員・審判員

本会または地区審査会が審査し、本会会長が認定する。

(2) 上級指導員・上級審判員

本会事務局および指導委員会が審査し、本会会長が認定する。なお、認定結果は、本会理事会への報告を要する。

(3) コーチ

本会事務局および指導委員会が審査し、本会理事会の推薦を受けて、本会会長が認定する。

(開催申請)

第8条 都道府県協会が指導員・審判員の認定試験を開催しようとする場合には、その都度認定試験開催申請書を本会に提出し、本会の承認を受けなければならない。

2. 承認された認定試験については、本会から承認書を発行する。

第3章 補 則

(認定手続き)

第9条 認定試験終了後は、その種類に応じて、公認指導員資格認定審査規程または公認審判員資格認定審査規程により認定手続きが行われる。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、本会理事会で定める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

沿革

平成 5年 2月 1日 制定

平成22年 6月19日 改定